

國學院大學學術情報リポジトリ

丹後国田辺藩の「敲」について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学法学会 公開日: 2024-05-11 キーワード (Ja): 敲, 田辺藩 キーワード (En): 作成者: 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000364

丹後国田辺藩の「敲」について

高 塩 博

はじめに

- 一 「敲」の初見
- 二 京都町奉行所への照会
- 三 「敲」の執行方法
- 四 「御仕置仕形之事」の制定
- 五 再び京都町奉行所への照会
- 六 執行方法の変更
むすび

はじめに

幕府が「敲」という刑罰を初めて執行したのは、享保五年（一七二〇）のことである。同年四月十二日、数寄屋

橋平兵衛店の勘右衛門という者が「三笠附乍致、其場所え罷越、色々之儀申依料」つて、「五十敲追放」となったのがそれである。⁽¹⁾この時、「敲」の執行手続きにつき、南北町奉行は連名で次のような通達を出した。

享保五年

敲御仕置仕形之伺書被仰渡候書付

科人を敲候儀、肩尻え懸ケ、背骨を除き、絶人不仕様五十程敲可申候、但、足腰など痛候て、漸々宿え帰候程ニ可仕候、右御仕置之場所ハ、牢屋門前ニて牢屋同心ニたゝかせ可申候、其節ハ為検使与力同心差出可申候、以上

子四月

中山出雲守

大岡越前守

右の書付の指示は次の六項目にわたる。(1)毘打の部位は肩から尻にかけてであり、背骨を打たないこと、(2)打数は五十であること、(3)毘打の強さは、気絶しないようにかつ足腰が痛んでも自力でなんとか自宅に戻る程度であること、(4)執行場所は牢屋門前であること(公開処刑を意味する)、(5)打役は牢屋同心が担当すること、(6)これらの執行手続きに遺漏なきを確認するために検使の与力同心を派遣することである。四月十二日の「敲」刑はこの通りに執行され、「此書付之趣向後可相用事」という指令がなされた。⁽²⁾

それから程なくの同月二十一日、徳川吉宗は御側御用取次の有馬兵庫頭(氏倫)を介して、執行手続きにつき、

敲御仕置之節ハ、其もの之家主并名主呼出、敲候を見せ可申候、宿え相返候節ハ、右之もの共え可渡遣候、此御仕置ニ付てハ、永々右之通可相心得、

との指示を出した。⁽³⁾この指示は身元引受人の出頭を命じたものである。すなわち、受刑者の家主あるいは名主を呼

び出して執行の様子を見学させるとともに、釈放に際してはこれらの者に身柄を引き渡すのである。

ついで、同年十月二十六日になって吉宗は、御側御用取次加納遠江守（久通）を通じ、「自今重キ八百敲、輕キ八五拾ニ相極置可申」という指示を出した。⁽⁴⁾ 將軍自らが執行の具体的方法を指令したのである。

それから二十二年後の寛保二年（一八四二）、「公事方御定書」を制定するにあたり、この事案とそれに関わる吉宗の指示などを成文化して「敲」の刑罰を定めた。すなわち、第三百三条御仕置仕形之事に「敲」の刑罰とその執行法について次のように定めたのである。⁽⁵⁾

享保五年

一敲

数五十敲

重キ八百敲

牢屋門前にて科人之肩背尻を掛ケ、背骨を除、絶入不仕様、檢使役人遣、牢屋同心ニ為敲候事、

但、町人ニ候得は、其家主名主、在方ハ名主組頭呼寄、敲候を見せ候て引渡遣、無宿ものハ、牢屋門前にて払遣、

幕府が採用した「敲」という刑罰は、そこに左のような近世刑罰史上の意義を見出すことができる。

(1) 「見懲（みごり・みごらし）」つまり公開処刑による威嚇をもって犯罪の一般予防を期待するとともに、殴打による肉体的苦痛と恥辱による精神的苦痛とを味合わせることによって、受刑者に二度と罪を犯すまいという悔悟の念をおこさせ、再犯の防止を期待した。それ故、再犯率の高い盗犯に適用する刑罰として「敲」を採用したのである。ここには犯罪の特別予防の考え方の萌芽が看とれる。

(2) 受刑者のすみやかな社会復帰を目指したことである。判決の当日に刑を執行してただちに釈放し、生業への

復帰が迅速にできるように配慮している。自力で帰宅できる程度に手加減して殴打せよとの指示は、この点を考慮してのことであろう。

(3) 再犯の防止という消極的効果のみならず、受刑者の心根を立て直して社会復帰を果たさせるといふ改善主義の意図が存した(執行に非人を関与させなかったのは、この点と関係する)。それ故、名主・組頭といった人々を身元引受人として出頭させて、就業の世話と釈放後の保護観察を命じているのである。

(4) 死刑と追放刑を中核とする江戸時代の刑罰は、犯罪者という不都合な存在を共同体から排除することを旨とする。かつ火罪(火焙りの刑)、磔、獄門などの残酷な死刑は刑罰を公開しており、これらは一般予防主義の刑罰観に立脚する。一方、「敲」という刑罰には、犯罪者を共同体内部で処遇し、これを改善して社会復帰を目指すという考え方が含まれている。つまり、「敲」という刑罰の採用は、江戸時代の刑罰制度が特別予防主義の色彩を持ち始める契機をなすのである。⁽⁶⁾

幕府が江戸の小伝馬町牢屋敷の表門を刑場として、公開で執行し始めると、幕府の各奉行所をはじめとして、全国各地の数多くの藩が笞打ち刑を採用する。しかし、その執行方法について、明瞭に知られている事例はほとんどない。したがって、諸藩の笞打ち刑がどのような意味内容をもつのかも未解明であると言つて過言ではない。⁽⁷⁾

本稿は、丹後国田辺藩の「敲」について知り得たところを公表して、大方の御批正を仰ぐものである。

一 「敲」の初見

田辺藩は、譜代大名牧野氏が丹後国加佐郡に三万五千石を領有した小藩である。田辺藩が幕府と同じ「敲」とい

う名の笞打ち刑を採用するのは、第七代藩主牧野豊前守以成もちしげの治世下、すなわち文化年間のことである。管見によれば、田辺藩が「敲」を初めて執行したのは、文化四年（一八〇七）四月四日のことである。田辺藩の刑事判例集である「刑罪筋日記抜書」盗賊の第五十五「町方ニて衣類盗取候在方之者」に、「重キ敲キ」を申し渡した判例が採録されているので、左に示そう。⁽⁸⁾

文化四丁卯年四月四日

上東村

一

入牢 与八

其方儀、去ル二月十四日夜、職人町治助後家勢幾方ニおゐて衣類六品盗取候品両度ニ差戻候之旨、御吟味之上及白状、不届至極ニ付、急度嚴重之御仕置可被仰付候処、格別之以御憐愍、重キ敲キ被 仰付者也、

但、郡奉行・御目付立合、牢屋囲内ニおゐて敲之上、村役人え相渡入、

これは、盗みの犯罪に重敲を適用した事例である。刑場は「牢屋囲内」である。したがって非公開の執行であろう。検使としての立合は郡奉行と目付がこれを果たし、身元引受人として村役人を呼び出した。

二 京都町奉行所への照会

右の刑罰執行直前の同年三月、田辺藩は同心一人を京都に派遣した。それは、牢舎人の処遇法、敲の執行法ならびに刑具の規格と入手方、手鎖の執行法等、「刑罪筋品々」を京都町奉行所に照会するためである。東町奉行所同心の榎橋平蔵9)がこれに應對した。その問合せと回答が「刑罪筋問合」と題する簿冊に収録されている（二御仕置筋品々問合之事⁽¹⁰⁾）。そのうち、「敲」に関する部分は左のようなものであり、二箇条の質問を発している（傍線は引用

者、以下同じ。

警鞭御仕置御座候節之事

一敲キ五十敲百敲ニテ、科人之脊尻を懸ケ脊骨を除、絶入不致候様敲候事之由、及承居候得とも、或は罪人裸身ニテ如何居ヘ置、脊筋如何之所を敲候事哉不相分、尤老人病人究竟之者敲方、手之内敲加減強弱等之次第御座候哉、

敲之儀、五十敲百敲ニ限り、右敲方人足四人懸リ両手両足を押ヘ、右之外ニ兩人ニテ尻之たぶらを両方^〆右數之半分宛敲キ申候、勿論重病ニテ敲かたきものは、全快迄悲田院年寄ヘ預ケ遣置、快氣之上敲申候、

但、老若且輕キ病氣之ものニても、敲方強弱差別は無之候、勿論數不同も無御座候、右敲杖之儀は、長三尺三寸程之竹、細カニ割、丸ミ三寸位ニ水繩ニテ卷申儀ニ御座候、

或は五十敲之者ハ、裸ニテ前附札之通差置、片尻かぶ廿五ツ、両方^〆兩人ニテ敲候、刑鞭竹細かに割はなし節を取り、草水繩ニテ本^〆末迄卷立候、卷上ニテは丸ミ三寸位ニ相成、尤末^〆卷初メ、本ニテ卷終、但、尻かぶいたみ皮等むけ、又は氣付等用候事ハ、京都ニテハ一向無御座候由、敲人ハ悲田院と

小屋との間夕之者敲候由、

一右警鞭之儀、品、御座候哉、又ハ太サ何程、長サ何程と申儀も不相分候間、乍御面倒御内ニテ警鞭御求メ被下候様奉頼候、尤警鞭ニ品、御座候は品、御求メ被下度、且又科人を敲候ニ、輕重ニ仍テ警鞭異リ候ハ、委ク御書付ニテ奉頼候、

(朱書)
「聞書 品、無之、元^〆相求候品ニは無之候由、」

田辺藩は、質問の第一条においては受刑者の据え方、毆打の部位、病人老人を毆打するときの手加減について照会し、第二条においてはムチの規格を問いただし、入手方を依頼している。京都町奉行所の同心榎橋平蔵は、これらの問合せについて要領よく答えている。

右の問答において注目すべき第一は、京都町奉行所の執行する「敲」が、毆打方法と刑具とが江戸におけるのと大きく相違することである。まず毆打の部位が異なる。江戸では、「公事方御定書」に定めるように、受刑者の背尻を向後にたたくのである。打役は一人であり、それは牢屋同心が勤める。ところが右の回答によると、京都町奉行所においては「兩人にて尻之たぶらを両方より右数之半分宛」を毆打するのである。また、口伝による回答には、「敵人ハ悲田院と小屋との間夕之者敲候由」と記されている。江戸における刑具は「敲箒」と称し、それは選りすぐった藁を觀世縫りで巻いたもので、長さは一尺九寸（約五七糎）、太さは円周にして四寸五分（約一三・五糎）のムチであった。⁽¹¹⁾ 京都町奉行所の場合は、刑具を「敲杖」と称し、「長三尺三寸程之竹、細かニ割、丸ミ三寸位ニ水縄にて巻」いたムチを用いた。名称をはじめとして材質、寸法ともに江戸と異なっているのである。打数のみは江戸と同じであった。⁽¹²⁾

注目点の第二は、田辺藩の問合せが「公事方御定書」の法文に基づいてなされていることである。問合せ冒頭の「敲キ五十敲百敲にて、科人之脊尻を懸ケ脊骨を除、絶入不致候様敲候事之由」は、「公事方御定書」の前掲法文を引用したものである。法文は承知しているが、毆打の具体的方法とムチの規格とを知りたかったのである。注目点の第三は、田辺藩がムチを「警鞭」と称していることである。「警鞭」という呼称からすると、田辺藩は「敲」をいましめの刑罰と捉えていたことをうかがわせる。

要するに、田辺藩は「敲」を採用するにあたって、毆打法と刑具について京都町奉行所に照会し、その回答に基

づいて翌月四月四日の「敲」を実施したと考えられる。

三 「敲」の執行方法

田辺藩はその四年後の文化八年（一八一二）七月三日、再び「敲」を執行した。この事案は、他国生まれの無宿政吉と伝蔵が諸所にて盗みを働いた罪により、「敲之上御領分追払」の判決を受けた一件である。「刑罪筋日記抜書」盗賊の第五十八「所々にて盗いたし候無宿之者とも」は、その判決とともに執行の様子についても記すので、左に全文を引用しよう。

生国青山下野守様御領分

丹波多喜郡栗柄村百姓

茂兵衛悴

幼名六蔵

当時無宿

政吉

文化八辛巳年七月三日

生国信濃国木曾路和田駅

友右衛門悴

当時無宿

伝蔵

右之者共、当五月諸所にて盗賊いたし候ニ付、兩人共敵之上御領分追払被仰付候ニ付、今朝正六時豊藏(警)罷越ス、御目附木寺勘右衛門被罷出ル、下役共兩人・公事方之者両組〆五人罷出候、敵人は同心兩人、左右〆驚鞭(警)片手ニ持、尻タフノ処を敵候、罪人共頭之方ニ同心兩人罷出、数取致候、手足持并延敷、着物為脱、裸ニ致候儀は、番人共四人申付罷出候、場所之儀は宮津口御番所脇、北之方浜寄之処ニ申付、申渡左之通、

生国丹波当時無宿

入牢 年廿四 政 吉

其方儀、上漆原村幸七、大川村政八方にて致盗賊、召捕及吟味候処、当五月十四日宮津辺〆御番所え罷越、上漆原村幸七方にて浅黄木綿壹丈八尺弐ツ・布風呂敷壹ツ・財布錢三拾文盗取、夫〆大川村え罷越、政八方え忍入、木綿壹反・錢三百文盗取候段及白状、不届ニ付、敵之上御領分追払被 仰付者也、

生国信濃

当時無宿

入牢 年廿六 伝 藏

其方儀、盗賊之聞有之ニ付、召捕及吟味候処、倉谷村天神堂留守え忍入、拾壹ツ・はつち壹ツ・袋壹ツ盗取、丹波辺にて売払、代錢遣捨候段及白状、不届ニ付、敵之上御領分追払被 仰付者也、

右之通下役共申渡候上、数五十宛為敵候上、兩人共由良御境へ為追払候様、番人小屋頭又七え下役共〆為申付候、

右の傍線部に「敵人は同心兩人、左右〆驚鞭片手ニ持、尻タフノ処を敵候」と記されるように、殴打の方法は、——京都町奉行所の回答のとおり——打役二人が尻の両たぶを左右から半数ずつ殴打した。したがって、数取も二

人であり、受刑者の頭の方に立ってかぞえた。打役および数取は同心であるから、その身分は士分である。この点は「公事方御定書」の規定に準拠したのであろう。「番人共四人」とは、大野辺の番人小屋に住む非人と思われる。彼らが受刑者を裸とし、その両手両足を押える役をつとめた。ムチについては、ここでも「警鞭」と称している。右の記事はムチについて語らないが、おそらく京都町奉行所の「敲杖」に準じた規格にて製作されたのであろう。刑場は「宮津口御番所脇、北之方浜寄之処」である。宮津口番所は宮津街道の見張番所のこと、その傍らの北側の海辺寄りが刑場となった。それ故、今回の執行は公開でなされたとみるべきである。刑場が牢屋でないのは、受刑者が他国生まれの無宿であつて、領分外追放を併科するためであろう。執行後ただちに田辺藩領の西側の境界である由良境へ連行し、そこから追い払った。なお、判決の申渡は刑場においなされ、下役二人が読み聞かせている。

次に紹介するのは、文化十二年五月二十八日、丸太村の常四郎が衣類反物などを盗んだ罪により、「重キ敲キ」の判決を受けた事例である。その判決は、「刑罪筋日記抜書」盗賊の第六十二「致盜其品売払并買取候者とも」に、左のように見えている。

文化十二乙亥五月廿八日

丸太村水吞

四郎左衛門弟

一

二月十六日入牢 常四郎

其方儀、中山村仁右衛門方ニ奉公相勤候節、土藏え米出シニ参り候処、二階有之長持錠おろし無之ニ付、借銀返済之手当ニ可致と存付、衣類反物等盜取候段、不届ニ付、重キ敲キ申付ル、

この判決を裁判役所で申し渡すと、ただちに牢屋に連れ戻して刑を執行した。そのことが同判決の末尾に、

右申渡相済候後、牢屋え連行、牢屋外にて百敲之上、村役人え相渡、但、下役忝人差遣ス、御目附も下横目
 忝人被差出候、

と記される。刑場は「牢屋外」である。したがって、公開処刑である。執行が済むと村役人に身柄が引き渡された。判決、執行、釈放がその日のうちになされた訳である。

四 「御仕置仕形之事」の制定

田辺藩は文化十三年（一八一六）閏八月、「御仕置仕形之事」を制定して刑罰の種類と執行法を定めた。この刑罰法規集は、「御仕置之儀、江戸之御定ニ准取計」という方針に基づき、幕府の「公事方御定書」下巻の第百三条御仕置仕形之事に定める刑罰体系をほぼそのまま踏襲したものであって、執行法の細部を田辺藩に適用できるように改正したにすぎない。⁽¹⁴⁾「御仕置仕形之事」の全体は別途に紹介しようと思うが、ここには「敲」の規定のみを掲げよう。

一敲

軽ハ五十敲
重ハ百敲

牢屋門前ニテ科人之肩背尻を懸、背骨を除、絶入不仕様、検使役人遣し、同心ニ為敲候事、

但、町人ニ候得は年寄・組頭、在方は庄屋・年寄呼寄、敲候を為見候て引渡遣、

（朱筆）「是は右同断、」

この規定と前掲した「公事方御定書」の規定とを比較すると、但書末尾の「無宿ものハ、牢屋門前にて扨遣」という文言が見られないだけで、その他はほぼ同文である。⁽¹⁵⁾朱書の「是は右同断」は、編者の注記である。「入墨」

の朱書注記に「是は男女ニよらず、多分盗人之御仕置ニ可申付候」とあつて、これに同じという意味である。田辺藩は、「入墨」および「敲」の両者を、男女の差別無く盗犯に適用する刑罰であると認識していたのである。

「御仕置仕形之事」は、「公事方御定書」と同様に二重仕置の規定を設けている。それによると、「敲」に併科するのは、「追放」、「所払」、「入墨」である。⁽¹⁶⁾二重仕置の事例を「刑罪筋日記抜書」に探すと、「御仕置仕形之事」制定の翌文化十四年三月二十五日の判決に出合う。寺内町の白杉屋喜兵衛悴、与三之助が盗みの罪により「敲之上重キ追放」となつた事例である。⁽¹⁷⁾

五 再び京都町奉行所への照会

田辺藩は、文政四年（一八二二）十一月、刑罰の執行に関して再び京都町奉行所に照会した。照会事項の第一は、「入墨之上敲」という刑罰につき、これを男女の差別無く適用してよいものかということである。おそらく、「敲」の適用は男女の差別無しという考えに疑問が生じたのであろう。第二は、老若とくに七十あるいは八十以上の高齢者に対しては、刑罰を軽減することがあるかということである。前述した照会と同様、この問合せと回答も「刑罪筋問合」に記録されている（一女致盗候者御仕置之次第并老若ニ依て御仕置差別等問合之事）。左の通りである。

一文政四辛巳年十一月、京都御頼方同心森孫六へ問合、左之通り

一 盗賊いたし候もの、入墨之上敲キ相当之節、男女ニ不限可申付儀ニ御座候哉、或は女盗いたし、入墨之上敲キ相当ニ御座候得とも女之身分ニよつて男トハ御差別御座候て、凡て敲キニ可成女は過怠牢ニても可被仰付儀ニ御座候哉、

附札

御書面女盗いたし入墨敲相当之ものは、入墨之上過怠牢申付候儀ニ御座候、
 尤当表ニては敲ト申は五十敲、重敲と申は百敲之儀ニ付、右之振合ニて敲は
 五十日、重敲は百日過怠牢申付候之仕来ニ御座候、

前記本文ニ下札ニシテ左之通申遣ス、

本文男女無差別、敲被仰付候節、敲方之儀は女ニても男同様丸裸ニいたし、

手足を為持置、何レ之所を敲候事哉、此段も委敷承知いたし度候、

附札

御書面女敲之儀は、当表ニて無御座、前下ヶ札ニ申上候通之儀ニ御座候、

一 凡て御仕置之儀、老若ニよつて七十以上或は八十以上之ものは、御仕置相当る一なども軽く被仰付候儀ニ御座候哉、

附札

御書面十五歳以下之差別は有之候之処、御本文差別之儀、

精々相糺候得とも難相分御座候、

京都町奉行所の森孫六（東町同心）が回答するように、この当時、幕府は女性に「敲」の実刑を科さず、これに換えて過怠牢を科していた。寛政元年（一八八九）、女性に科すべき敲、重敲、入墨之上敲、入墨之上重敲をそれぞれ過怠牢五十日、同百日、入墨之上過怠牢五十日、入墨之上同百日に換えることにしたからである。¹⁸⁾

第二の回答は、十五歳以下については差別のあること明言するが、高齢者については不明であるとしている。

「公事方御定書」は下巻第七十九条に「拾五歳以下之もの御仕置之事」という条文を立て、十五歳以下の幼年者の犯した殺人、放火、盗みの罪について、その刑罰を大人よりも軽くしている。幼年者の犯罪に対しては、この規定を「拡張して、一般に刑罰を一等軽減するのが原則であった」という。¹⁹⁾ 幕府は、高齢者に対する刑事上の特例を定

めていない。「敲」刑の殴打は、「不絶入」るようにするのだから、高齢を理由として「敲」を別の刑に換えることはなかつた。⁽²⁰⁾

田辺藩は、幼年者の扱いについては「公事方御定書」を通じて承知していたが、「公事方御定書」に規定のない女性と高齢者について、幕府がどのように扱っているかを確認しなかつたのである。⁽²¹⁾

六 執行方法の変更

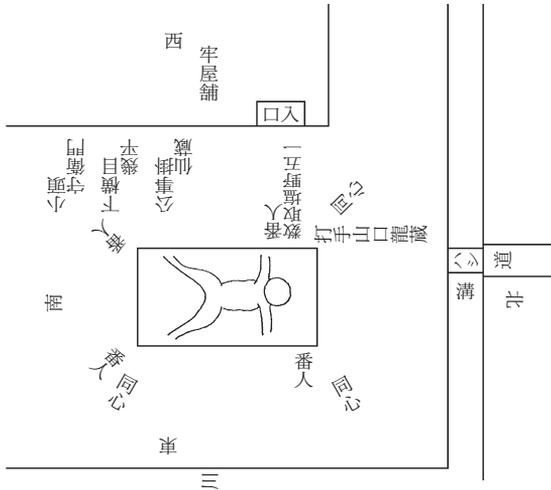
「御仕置仕形之事」の制定後、田辺藩は「敲」刑の執行法を京都方式から江戸方式へと変更している。変更の正確な時期は明瞭でない。だが、文政十二年（一八二九）十二月における「敲」の執行は、江戸のそれと同じく打役、数取各一人が殴打を担当している。「御仕置仕形之事」の規定通り、肩背尻を交互に打ったと思われるのである。この事案は水間村の百姓和三郎が盗みの罪により、「重キ敲」に処された一件である。「水間村和三郎盗賊一件吟味」に取調べから刑の執行までの一連の手続が記録されている。⁽²²⁾ この「盗賊一件吟味」によると、同年十二月二十五日、関係者一同（被害者、村役人を含めて一三人）を白洲に呼び出し、掛りの郡奉行寺田退蔵が和三郎に対して次のような判決を申し渡した。呼び出しは朝の六時である。

申渡

水間村

百姓仙右衛門弟

和三郎



「敲」刑執行の見取図 (文政12年12月)

其方儀、山稼ニ罷越候節、村内的右衛門樵置候新式荷取帰り売払、上福井村そよ方ニ泊り罷在候中、遣ひ候て外ニ忘レ置候厂頭取帰隠置、村内佐十郎・忠三郎は朋友ニ候迎、留守之間ニ部屋へ罷越、手元ニ有之銀札盗取、又は村内弥右衛門居宅、中山村忠次郎部屋ニては、建寄有之戸を明這入、弥右衛門家内は寝入罷在、忠次郎は不居合ニ付、麦反物小切レ数々盗取、右麦并反物式反風呂敷五ツハ売払、其外之品々隠置候段、不届ニ付、差^(差)剃之上重キ敲申付ル、

申渡が済むと、牢屋に戻って執行を待った。「盗賊一件吟味」は執行に携わる人々の名前とその服装を記し、見取り図によって執行の様子を示す。まずは見取り図を掲げよう。

検使役の小頭関根守衛門は羽織立付姿、同じく公事掛り片山仙蔵は羽織股引姿で立ち会う。下横目は中沢幾平である。受刑者の三方に同心が配置されているが、手明きの同心が残らず股引姿にて出席した。絵図には打手山口龍蔵、数取塩野五一と見えているので、「御仕置仕形之事」の規定通りに士分の同心がこれらの役に就いたことが判明する。受刑者の押役は、非人身分の番人がこれに当たった。絵図には見えないが、牢医心得の森俊次が控えていた。これら執行に携わる一同が揃った段階で、和三郎は髪結の手によって「空剃^{かち}」すなわち頭を丸坊主に剃り上げられる。それが済むと「牢屋敷囿外」に引き出されて

裸とされ、いよいよ執行となるのである。「盜賊一件吟味」は最後に、

右之通同心并番人小屋頭又七共罷出、和三郎裸ニいたし、凶之通薙式枚俯臥ニいたし、百敲相濟候上牢屋敷内
え引入レ、水間村役人ともへ引渡、守衛門・仙蔵・下横目共引取、

と記す。執行が済むと和三郎の身柄が水間村役人に引き渡され、これをもってこの一件が終了である。判決の申渡から刑の執行、釈放までがその日のうちになされている。水間村役人は年寄の太郎兵衛で、この日は彼が白洲における判決申渡にも列席し、終始和三郎と行動を共にしている。

右に見た執行の様子は、江戸の小伝馬町牢屋敷の門前で展開される「敲」にほとんど同じである。かつて江戸の「敲」について五つの特徴を指摘したが、第四の特徴である執行の担い手に関し、唯一の違いが存する。それは押役である。田辺藩は非人身分の番人が担当するが、江戸では牢屋召し抱えの下男が担当した。江戸では執行の担い手として非人に何らの役割も与えていない。これは受刑者の社会復帰に配慮しての措置なのである。

むすび

限られた事例からではあるが、田辺藩の「敲」について幾つかの事柄が確認できる。第一は、「敲」が盗犯(窃盗犯罪)を処罰する刑罰として採用されたということである。「御仕置仕形之事」はその事を朱書によって注記した。盗犯の罪状如何により敲、重敲、敲之上所払、敲之上追放および入墨之上敲の段階があった。

「敲」を採用する以前、田辺藩は盗犯に対し、それが強盗の場合は「死罪」、窃盗の場合は「から剃御領分追払」を科した。両方の判例を一例ずつ掲げておこう。天明二年(一七八二)三月の判決は、中山村の吉郎兵衛の強盗犯

罪に「死罪」を申し渡したものである。⁽²⁵⁾

天明二壬寅年三月廿七日

中山村

一 吉郎兵衛

其方儀、兼々盜賊之企を渠是え進メ込、去々子年十二月廿三日夜、丸田村嘉右衛門申合、水間村森隠居家え立入、宿主を蒲団ニ巻置、有合候雜物盜取致配分、去丑十一月十八日夜、水間村善左衛門、中山村市右衛門を相進メ、下東村宗七後家方え立入、宿主足を繩ニて巻、下女を押え置、盜物亦取出心得之処、後家強勢ヲ相働候故、早々逃歸候段及白状候、右之次第重々不届之至、依之行死罪者也、

同日、共犯の丸田村嘉右衛門、水間村善左衛門、中山村市右衛門の三名に対しては、従犯として「から剃御領分追払」の刑を申し渡した。

つづいて、窃盜犯罪に「から剃御領分追払」を適用した判決の一例として、安永三年(一七七四)五月十八日の判例を紹介しよう。⁽²⁶⁾

安永三甲午年五月十八日

倉谷村

一 長三郎

其方儀、吉田藤九郎家来利助所持着類盜取、本町味噌屋仁兵衛方え質ニ入、銀札借り候趣相頭候ニ付、御吟味被仰付候処、去月廿七日、築地御蔵米詰替有之節、出人相勤、右之婦懸、門長屋え這入盜取、直々質屋え持参仕、偽り申聞、銀札借り候儀相違無之旨、委細及白状候、第一御上不恐入次第、重々不届至極、依之急度御仕置可被 仰付者ニ候得共、以御憐愍、から剃追払被 仰付者也、

このように窃盜犯罪には「から剃追払」「から剃御領分追払」「から剃御領分追放」とも表記)を適用した。しかし

ながら悔悟の念著しい場合、判決は「先非を悔、奉誤入」あるいは「先非を悔、恐入奉誤」などと表現し、「から剃」を免除して「御領分追払」とした。⁽²⁷⁾又、女性の窃盗犯罪も「から剃」を科さずに「御領分追払」としている。⁽²⁸⁾なお、無宿の犯罪についても強盗は「死罪」、窃盗は「から剃御領分追払」を科した。⁽²⁹⁾

以上に見たように、「敲」採用以前の田辺藩は、盗みの犯罪者を不都合な存在として死刑もしくは追放刑を科すことにより共同体から排除したのである。しかしながら、文化四年の「敲」刑の採用は、——その適用が窃盗犯罪に限定されはするが——犯罪人という厄介な存在を共同体から排除するという政策から、共同体の内部で処遇するという政策に切り替えたことを意味する。この事は、刑事政策上の大転換と言えよう。

ところで、田辺藩は文化七年（一八一〇）正月、「徒罪」という刑罰制度を創設した。「徒罪」は主として博奕犯罪に適用する刑罰で、所定の期間を徒人小屋に拘禁して強制労働に従事させ、その間に収容者の人間性を改善して社会復帰させることを目指している。⁽³⁰⁾「敲」の採用から三年後の創設である。窃盗犯罪に対してこの「徒罪」を適用した事例が存する。たとえば長左衛門厄介の熊次郎の場合、文化十一年（二八一四）六月十一日の判決により、「徒罪」の申渡を受けた。その際判決文は、「敲」にあらずして「徒罪」を科す理由を、「敲可申付処、手離候ては追々悪事増長可致趣ニ付、徒罪」と述べている。⁽³¹⁾「敲」は執行が済めば即座に釈放である。熊次郎の場合は、釈放して社会に戻したならば「追々悪事増長」するのが目に見えているのである。それ故に「徒罪」に処して人間性を立て直そうとしたのである。この事から、田辺藩が「敲」という刑罰をどのように捉えていたかを窺い知ることができる。すなわち田辺藩は、釈放者が再び罪を犯さないことを前提とし、あるいはそのことを期待して「敲」刑を用いていたことであろう。ムチの呼称を「警鞭」としたのは、その故かも知れない。

江戸の町奉行所の執行する「敲」について、冒頭に近世刑罰史上の意義を四点指摘した。田辺藩の「敲」につい

ても執行方法の変更後は、それらの意義をおおむね認めることが出来るように思う。ここに「おおむね」と述べたのは、次の理由からである。第一は、すでに指摘したように、非人身分の「番人」を押役として執行に關与させていることである。第二は、身元引受人の役割に關することである。江戸においては、判決申渡に身元引受人を白洲に呼び出して、被告人ともども判決を読み聞かせた。その際、身元引受人には釈放後の面倒を見るようにと申し渡したのである。つまり、江戸においては保護觀察の役割を身元引受人に担わせていることが明瞭に看取れるのである。³²⁾ 田辺藩においても身元引受人に同様の役割を期待したと推察されるが、「水間村和三郎盜賊一件吟味」を見るかぎり、判決文の中には、身元引受人に保護觀察を命じる文言を見出すことはできない。ともあれ、第七代藩主牧野以成の文化年間は、刑罰制度の刷新に意欲的であつたということができよう。

(1) 蜂屋新五郎「刑罪大秘録」(内閣記録局編『法規分類大全』第五十七卷、治罪門②所収四九七頁、明治二十四年、昭和五十五年原書房覆刊)。

この事案は、博奕改の山川安左衛門(忠義)が扱った事件で、老中戸田山城守(忠真、下野国宇都宮藩主)の差図によって処理された一件である。

なお、「刑罪大秘録」は、小伝馬町牢屋敷において執行される拷問と刑罰の執行手続きについて、文章と絵図にて記録した書である。著者は、江戸の北町奉行所与力の蜂屋新五郎である。蜂屋は、親子二代にわたって牢屋見廻与力を勤めた経験からこれを記したもので、文化十二年(一八一五)四月の編集である。

(2) 『徳川禁令考』後集第四、二六六頁。『徳川禁令考』後集は、創文社版(司法省蔵版、法制史学会編、石井良助校訂、平成二年第五刷)を用いた。

(3) 『徳川禁令考』後集第四、二六七頁。

(4) 『徳川禁令考』後集第四、二六七頁。

(5) 『棠蔭秘鑑』亨、『徳川禁令考』別巻所収一三三頁。

- (6) 高塩博「江戸幕府法における敲と入墨の刑罰」小林宏編『律令論纂』所収、平成十五年、汲古書院、同「敲」の刑罰における身元引受について」『國學院大學日本文化研究所紀要』九八輯、平成十八年参照。
- (7) 左記の拙文により、熊本藩、会津藩、奥殿藩佐久領、岩村田藩の笞打ち刑について考察を加えたことがある。
- ・熊本藩刑法の一斑―笞刑について―『國學院大學日本文化研究所紀要』七二輯、平成五年
 - ・会津藩「刑罰」とその刑罰『江戸時代の法とその周縁―吉宗と重賢と定信と―』平成十六年、汲古書院、初発表は平成十二年
 - ・奥殿藩佐久領における「敲」の刑罰『國學院法學』四六卷一号、平成二十年
 - ・「追放人の幕府老中宛の歎願―信濃国岩村田藩の「たゞき放」をめぐる―」『國學院法學』四六卷三号、平成二十年
- また林紀昭氏は、左記の論考により宇和島藩の「敲」について分析を加えておられる。
- ・「宇和島藩「刑罰」を廻る諸問題―藩法研究会編『大名権力の法と裁判』所収、平成十九年、創文社
- (8) 「刑罪筋日記抜書」は、罪種ごとに類集した刑事判例集であり、享保十年（一七二五）から文政五年（一八二二）までを取録する。田辺藩の郡奉行役所に備え付けられていたもので、「盜賊」一冊、「博奕」一冊、「掟背」四冊、「偽カタリ」一冊、「雜記」四冊など十種十七冊と「総目録」一冊とが伝えられる（京都府立総合資料館寄託谷口家資料）。
- なお、田辺藩の裁判資料については、科学研究費補助金研究成果報告書『丹後田辺藩裁判資料の研究―英・独の裁判制度との比較を通じて―』（研究代表者井ヶ田良治、平成五年）、井ヶ田良治「丹後田辺藩郡奉行代官の地域支配―天保改革期における代官吟味記録―」（同志社大学人文科学研究所『社会科学』七二号、平成十六年）などを参照されたい。
- (9) 同心櫛橋平蔵が京都東町奉行所に所属することは、『京都武鑑』上下（平成十五・十六年、京都市歴史資料館編刊）に依る。
- (10) 「刑罪筋問合」（京都府立総合資料館寄託谷口家資料）もまた田辺藩の郡奉行役所に備え付けの簿冊で、「刑罪筋日記抜書」と同じ藍色の表紙をもつ。「御仕置筋品々問合」の冒頭には、「文化丁卯年三月、京都町同心櫛橋平蔵方え為問合、同心一人差遣」と記される。
- (11) 高塩博「敲」の刑具について―「敲箠」と「箠尻」―青木美智男・森謙二編『三くだり半の世界とその周縁』所収、平成十四年、日本経済評論社。
- (12) 京都町奉行所では、この刑罰を採用した享保年間以来、櫛橋平蔵の回答する毆打法と刑具を用いて執行していたようである。

それは、「軽重御仕置手続書」の享保二十年京都牢屋敷御仕置之件等に、左のように記されるからである(辻敬助『日本近世行刑史稿』上、五九三頁、昭和十八年、刑務協会編刊、読点は引用者)。

敲

一 御役所にて被仰渡相済候後、牢屋敷え連掃、門前え庭壹枚しき、御役人方御出、下雑色立合、囚人名前等も御糺之上、囚人いたし居候細帯を解、着衣為脱、庭之上え敷き、東向キにて俯ニ為寝候上、敷き有之着衣ニて両手足を纏ひ、悲田院手下四人ニて為押置、下雑色より御役人方え敲之數承、悲田院(年)寄え相達候得ハ、割竹を芋縄ニて巻詰メ候具を敲杖と唱、小屋頭兩人向イ合ニて尻を替々たゝき申候、右相済、小屋頭壹人付添、洛中境迄送り申候、右取扱悲田院年寄手下召連申候、

この記事には「割竹を芋縄ニて巻詰メ候具を敲杖と唱、小屋頭兩人向イ合ニて尻を替々たゝき申候」と見え、殴打方法およびムチの呼称と材質とが、櫛橋平蔵の回答に同じである。判決は町奉行所で申し渡され、牢屋敷に戻ってその門前で執行される。打役は非人身分の小屋頭が担っている。右が信をおける記事であるならば、京都における「敲」は、すでに享保二十年(一七三五)には始まっており、殴打の仕方、打役、ムチについて江戸と相違していたのである。しかも、この執行法を少なくとも文化三年(一八〇六)に至るまでは実施していたことになる。「公事方御定書」の制定は寛保二年(一七四二)である。京都町奉行所は「公事方御定書」の規定に頓着することなく、その後半世紀以上の長期にわたって従来からの執行法を継続していた訳である。

(13) 田辺藩はこの時、「公事方御定書」上下巻を所持していた。「敲秘録」乾坤と題する二冊本がそれで、裁判を担当する郡奉行役所が文化元年(一八〇四)に書写して役所に備えたものである。「敲秘録」は現に、京都府立総合資料館寄託谷口家資料中に存する。

(14) 「御仕置仕形之儀」二付奉伺候書付申上候書付(香川大学附属図書館神原文庫蔵)。

(15) 「御仕置仕形之事」が「敲」の規定に「公事方御定書」の「無宿ものハ、牢屋門前にて払遣」という法文を継承しなかった理由は、無宿に対しては「敲」刑を執行した後、領分外に追い払う措置を執ったからである。

(16) 「御仕置仕形之事」は、追放刑として重追放、中追放、軽追放、御領分追放、田辺の五段階を設けたから、「敲」に併科する追放刑は五種類が存したと思われる。

(17) 「刑罪筋日記抜書」盗賊の第六十三「御船小屋ニて大工道具盗取、其外ニても米盗取候者并引合之者とも」(京都府立総合資料館寄託谷口家資料)。

- (18) 「寛政元酉年九月 入墨重敲又ハ敲ニ相当之女御仕置段取之事」『徳川禁令考』後集第四、二八九頁（平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』九七三頁、昭和三十五年、創文社）。
- (19) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』九七六頁。なお、幼年者の刑事責任については、中田薫「徳川刑法論評」〔法制史論集』第三巻上、昭和十八年、岩波書店、初発表は大正五年）以来、高柳真三「江戸時代の幼年者の刑事責任」『江戸時代の罪と刑罰抄』昭和六十三年、有斐閣、初発表は昭和十六年）、石井良助「わが古法における少年保護」『日本刑事法史』法制史論集第十巻、昭和六十一年、創文社、初発表は昭和十九年）などが考察している。
- (20) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』九七七〜九七八頁。
- (21) 「刑罪筋書抜」(香川大学附属図書館神原文庫蔵)に「婦人仕置伺之事」という項目が存し、ここには仙石美濃守(正美、但馬国出石藩主)から江戸の町奉行永田備後守(正道、北町奉行)の用人関丈之進への照会事項七箇条が列記されている。その日付は文化十三年(一八一六)正月五日である。その第七ヶ条目に、「婦人たゞきニ当候科、たとへハ五十敲と申所ハ百日牢舎被 仰付候事之由」と記されている。京都町奉行所に照会する以前、田辺藩は不正確ながら、「敲」の適用が男女で差異の存することに気づいていたかも知れない。
- (22) 「水間村和三郎盗賊一件吟味」は、綾部市資料館(京都府)が所蔵する田辺藩裁判資料群のなかの訴状及判決書簿冊二〇五冊のうちの一冊である。井ヶ田良治氏を代表とする裁判史研究会が、このうちの一七件を翻刻しておられ、「水間村和三郎盗賊一件吟味」の翻刻は山田勉氏が担当しておられる(裁判史研究会「丹後田辺藩裁判資料」(二)、『同志社法学』三八巻一号一九〜一四一頁、昭和六十一年)。
- (23) 「空剃か」が坊主頭であることは、高塩博「丹後国田辺藩の「徒罪」について」〔近世刑罰制度論考―社会復帰をめざす自由刑―』六九頁、平成二十五年、成文堂) 参照。
- (24) 高塩博「江戸幕府法における敲と入墨の刑罰」小林宏編『律令論纂』所収一四〇〜一四二頁。
- (25) 「刑罪筋日記抜書」盗賊の第三十三「盗賊之企渠是へ進候者并加り候者とも」。
- 「刑罪筋日記抜書」盗賊の冊中、強盗犯罪を「死罪」に処した判決はこの他に左の二件が存する。
- ・明和八年(一七七二)十二月十八日判決の、無宿、元西町の者甚太郎が所々に盗賊に這入った一件(第二十八「欠落後罷帰、所、ニて致盜候者」)

・天明八年(一七八八)三月二十九日判決の、無宿の進次郎が立帰りの上、盗賊を働いた一件(第三十九「致盗賊追放後御構之地へ立入、所々にて致盗候者」)

(26) 「刑罪筋日記抜書」盗賊の第二十九「御中間相勤罷在、御家中門長屋へ忍入、衣類盗取候者」。

「刑罪筋日記抜書」盗賊の冊中、窃盗犯罪に対して「から刺追払」「から刺御領分追払」を科した判決は、その他に左の五件が存する。

・明和二年(一七六五)九月十三日判決(第二十六「御茶道坊主相勤罷在、御召物盗取候者」)

・安永五年(一八七六)正月二十三日判決(第三十「御家中屋鋪内へ忍入、木綿并股細盗取候者」)

・天明二年(一七八二)六月二十二日判決(第三十四「若州領并御当地にて致小盗候者」)

・天明三年(一七八三)十一月二十七日判決(第三十五「町方船大工小屋へ這入致盗候者」)

・寛政三年(一七九一)九月二十一日判決(第四十一「御鷹之餌指相勤罷在、在方にて致盗候者」)

(27) 先非を悔いたために「から刺」を免除した事例として、「刑罪筋日記抜書」盗賊の第五十四「土蔵え忍入衣類品、盗取候者」という判例を紹介しよう。

文化二乙五年九月廿八日

丹波町

一

入牢 伊助

其方儀、閏八月十二日、居町糶屋三郎右衛門方え忍入、土蔵ニ有之品盗取候旨相聞、御吟味被 仰付候処、困窮ニ差詰り与風悪心出、宵之内忍入、衣類三拾餘品盗出候旨及白状候、尤其品は売払或は隠置候得共、能々相考候得は恐鋪存、盗取候内、少々は返置候旨雖申之、盗賊ニ紛無之、不届至極ニ付、急度可被仰付者ニ候得共、悔先非御憐愍奉願候ニ付、一等御宥免を以、御領分追払被仰付者也、

(28) 窃盗犯の女性に「御領分追払」を科した事例として、「刑罪筋日記抜書」盗賊の第二十五「御家中奉公致シ罷在、致盗候女」という判例を紹介しよう。

明和元甲申年十二月十六日

大内町

一

入牢 いさ

其方儀、去月六日夜、主人之衣服花のほうしを盗取候次第、御吟味之処、相違無之及白状候、殊ニ盗賊這入候之由偽を申、

主人を驚かし、兼て色々之工ミ事を仕置候事、重々不届至極ニ候、依之重御仕置可被仰付候得共、一等御慈悲之御宥免を以、御領分追払被仰付者也、

(29) たとえば、「刑罪筋日記抜書」盜賊の第十六「在方氏神社へ忍入候盜賊無宿之者」という左の判例は、無宿の窃盜犯罪に「から剃追払」を適用した事例である。

宝曆九己卯年十一月十二日

盜賊無宿

一 半六

其方儀、御領分え立入、北有路村氏神社え這入盜賊いたし候条、不届至極ニ候、然共、村方之者召捕、尤盜取候品、取戻、尚又遂吟味候処、右之外於御当地盜賊之仕業も無之ニ付、から剃追払申付候、重て御領分え於立入は急度死罪可申付者也、
但、悲田院甚蔵、手下之者三人召連罷出、手下之内ニてから剃致候事、

また、同書第五十一「在町ニて衣類盜取候無宿之者」という判例は、強盜犯罪により「死罪」を適用すべきところ、「悔先非、恐入奉誤」という理由により、死刑を減輕して「からそり御領分追払」に処した事例である。

享和三癸亥年十一月晦日

無宿

一 入牢 徳三郎

其方儀、当月二日夜、寺内町泉屋喜左衛門宅え立入、及盜賊、衣類品、盜取、翌三日夜、福来村理左衛門宅えも同様立入候処、被捕、番人え相渡、遂吟味候上奉行所へ引出、尚又遂糺明候処、右式ヶ所え盜賊ニ立入、喜左衛門方ニて品、盜取候段及白状、飢寒之不堪苦難、不凶悪業仕候段雖申之、盜賊之次第紛無之、不届之至、依之急度御仕置可被仰付候得共、悔先非、恐入奉誤、何分御憐愍奉願候ニ付、格別之御慈悲を以、被助一命、からそり御領分追払被 仰付者也、

但、片眉片鬢からそり、京橋先え小頭彦人為見届差遣ス、徳三郎老銭も無之及渴命可申ニ付、欠所銀之内に錢百文、送り之者心付ニて御堺ニて為取候、

(30) 高塩博「丹後国田辺藩の「徒罪」について」『近世刑罰制度論考―社会復帰をめざす刑罰制度―』平成二十五年、成文堂。

(31) 同右、八〇頁。

(32) 高塩博「敲」の刑罰における身元引受について」『國學院大學日本文化研究所紀要』九八輯、平成十八年。